

(5) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支払金額	源泉徴収税額	老人等非課税、 財形貯蓄非課 税分支払金額	その他の 非課税分 支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
公 債	52,402	7,762	9,227	2,039	63,668	7,762	
社 債	156,058	23,925	3,125	6,982	166,165	23,925	
預 貯 金	郵便貯金	146,506,553	22,063,887	42,589,750	881,561	189,977,864	22,063,887
	銀行預金	7,088,566	1,058,323	2,158,667	1,099,338	10,346,571	1,058,323
	銀行以外の金融 機関の預金利子	4,662,661	698,933	1,430,565	3,662,677	9,755,903	698,933
金 勤務先預金 の 利 子	1,286,737	193,268	7,197	-	1,293,934	193,268	
合同運用信託の 収 益 の 分 配	324,911	48,576	78,333	9,487	412,731	48,576	
公社債運用信託の 収 益 の 分 配	1,069	161	348	-	1,417	161	
小 計	160,078,957	24,094,835	46,277,212	5,662,084	212,018,253	24,094,835	
定期積金の給付 補 て ん 金 等	1,437,658	215,505	-	98,396	1,536,054	215,505	
匿名組合契約等に 基づく利益の分配、 生命保険等の差益	68,064	11,040	-	-	68,064	11,040	
割引債の償還差益	-	-	-	-	-	-	
計	161,584,679	24,321,380	46,277,212	5,760,480	213,622,371	24,321,380	

調査対象等： この表は、平成15年2月から平成16年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》のほか、第10条《老人等の少額貯蓄の利子所得等の非課税》、租税特別措置法第4条《老人等少額公債の利子の非課税》、第4条の2《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》及び第4条の3《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》のほか、租税特別措置法第5条《納税準備預金の利子の非課税》及び第8条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》等に規定する非課税分である。
- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法41条の12《償還差益に対する分離課税等》に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条《少額貯蓄の利子所得等の非課税》、租税特別措置法第4条《少額公債の利子の非課税》及び第4条の2《勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税》に規定する非課税分が含まれているものがある。